

EU 単一市場法と年次報告書の概要

ブリュッセル事務所・欧州ロシアCIS課

EUの単一市場の完成から20周年を迎える2012年を前に欧州委員会は2011年4月、「単一市場法（Single Market Act）」の最終案を公表した。これは単一市場がこれまでに数多くの機会を提供してきたものの、可能性が十分に活かされておらず、一部の分野では真の単一市場が達成されていないのは法規制の欠如や行政上の手続きの障害などのためとして、単一市場法という枠の中で複数の法規制や行動を実現させることを打ち出したものである。ここでは単一市場法案の概要、およびこれと合わせて欧州委員会が新たに公表を始めた単一市場形成の進捗状況に関する年次報告書の内容をみていく。

目次

1. 単一市場法案の背景	2
(1) 単一市場法案の経緯と概要	2
(2) ガバナンスに関する年次報告書とガバナンスのサイクル	4
2. ガバナンスに関する年次報告書の概要	6
(1) ガバナンス・サークルの各要素の進捗状況と見通し	6
(2) 年次報告書の結論	14

【免責条項】

ジェトロは本レポートの記載内容に関して生じた直接的、間接的損害および利益の喪失については一切の責任を負いません。

これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本レポートの無断転載を禁じます。

1. 単一市場法案の背景

(1) 単一市場法案の経緯と概要

欧州委員会は単一市場法の提案をまとめるにあたって諮問（コンサルテーション）を実施し、それをもとに重点的な取り組みが必要とされる分野を絞って具体的な法規制の整備・修正を示した。単一市場法案は、こうした取り組みをまとめた総称である。各提案については欧州議会と EU 閣僚理事会の承認を経て、2012 年末までには全て実施することを目指している。

① これまでの経緯と今後の予定

これまでの経緯と 2012 年の予定を以下に示す。

■ 2010 年 10 月末～2011 年 2 月末：コンサルテーションの実施

欧州委員会は 4 ヶ月間にわたるコンサルテーションを実施し、個人や業界団体、企業、非政府組織（NGO）などから 850 件を超える見解や意見が寄せられた¹。

■ 2011 年 4 月：欧州委員会が単一市場法案を採択

欧州委員会はコンサルテーションの結果をもとに、経済成長を促し市民の自信を向上させる可能性が高い 12 の主要分野（後述）に的を絞り、単一市場法案を採択²。各分野では法規制の整備・修正を中心とする行動を示し、その全てについて 2012 年末までに欧州議会と EU 閣僚理事会の最終的な承認を得ることを目指している。

■ 2011 年 12 月中：欧州委員会が 10 分野について提案

欧州委員会は 2011 年中に 12 分野のうち 10 分野について具体的な法規制の提案を行った。残りの電子識別・認証・署名に関する法案と単一市場内の労働者派遣の改善に対する提案は 2012 年上半期中を予定している。なお補完的な行動として提示した 50 件のうち 28 件については提案や行動が完了した³。

■ 2012 年 2 月：欧州委員会が単一市場のガバナンスに関する報告書を公表

欧州理事会は 2012 年 1 月、単一市場のルールは重要なながらも、市民や企業にとって

¹ Results of the consultation on the Single Market Act

http://ec.europa.eu/internal_market/smact/consultations/2011/debate/index_en.htm

² Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the Economic and Social Committee and the Committee of the Regions ‘Single Market Act – Twelve levers to boost growth and strengthen confidence “Working together to create new growth” Brussels, 13.4.2011 COM(2011)206 final

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2011:0206:FIN:EN:PDF>

³ Commission Staff Working Document ‘Delivering the Single Market Act: State of Play’ Brussels, 15.2.2012 SWD(2012) 21 final

http://ec.europa.eu/internal_market/strategy/docs/20120216-implementation-report_en.pdf

は実施状況によって機能に違いが出るとして、単一市場のガバナンスの向上を欧州委員会に求めた。これに対して欧州委員会は単一市場の完全な運用に向け、これまでの実施状況や改善が必要な点を示したガバナンスに関する最初の年次報告書⁴を提示した。この報告書の内容は、欧州委員会が6月に公表する法規制の実施を向上させるための可能な手段に関する報告書の中に組み込まれる予定である。

② 12の主要分野

単一市場法案に明示された12の分野とその取り組みを以下に示す。

1. 中小企業の資金調達：ベンチャーキャピタルの共通ルールを導入する。また透明性指令、市場操作指令、目論見書指令を修正する。
2. 単一市場内の労働者の移動：域内他国での就労を阻害する法的障害を撤廃するため、専門資格の相互承認手続きの簡素化、こパスポートの発行、年金ポータビリティなどに取り組む。
3. 知的財産権：2013年には単一特許の付与を目指し、そのための法整備をする。ライセンス供与の法的枠組みを見直す。
4. 単一市場に対する消費者の信頼向上：オンライン取引をはじめ消費者の権利を保証することで消費者の信頼を高める。そのために裁判外紛争解決手続き（ADR）に関する法整備を行う。
5. サービス分野の標準化の強化：欧州標準化制度に関する法規を改定してサービス分野にも拡大し、標準化手続きを効率的・効果的・包括的なものとする。またサービス指令の実施を徹底する。
6. 欧州域内ネットワークの強化：汎欧州のエネルギーや交通、通信のインフラに関する法規を採択し、欧州の利益にかなう戦略的プロジェクトを明確にする。
7. デジタル単一市場：電子識別・認証の相互認証を保証する法規を導入し、電子署名指令の見直しを実施する。特に電子商取引に関して、透明性を確保するためのガイドラインを提示する。
8. 社会的企業家精神の促進：社会面・倫理面・環境面の利益を目的とした事業を促進するため、資金調達ツールを最大限に活用することが必要となる。これを支える欧州の相互投資ファンド設立のための法的枠組みを提案する。

⁴ 'Making the Single Market Deliver – Annual governance check-up 2011'
http://ec.europa.eu/internal_market/score/docs/relateddocs/single_market_governance_report_2011_en.pdf

9. 税制：単一市場の必要性に合致した EU の税制確立に向け、エネルギー税制指令の見直しを進める。
10. 単一市場内の社会的結束の強化：1つの加盟国から別の加盟国への労働者の転勤（配置転換）に関する法規制の適用改善と適用される社会的権利を保証することで、社会的結束を強化する。
11. ビジネス環境規制の改善：企業、特に中小企業にとっての規制や行政上の負担を軽減するため、会計指令の簡素化を提案する。
12. 公共調達：ルールをより簡素で柔軟性のあるものにし、環境面での持続可能性と社会的な信頼性、革新性のある商品、サービス、労働といった需要に応えるため、公共調達規則を強化する。

(2) ガバナンスに関する年次報告書とガバナンスのサイクル

単一市場の十分な機能を阻害している要因には、市民や企業が EU 法での権利について十分な情報を持っていないこと、各国の国内法が EU 法の順守を徹底していないことなどがある。このため単一市場の機能には適切なガバナンスが必要で、これまでもこうした障害を取り除くための様々なツールやネットワークが創出されている。欧州委員会が 2012 年 2 月に公表したガバナンスに関する初の年次報告書は、こうしたツールやネットワークの実施状況を確認、今後の見通しや改善点を示した。欧州委員会はこうしたガバナンスのツールの一貫性を強調し、報告書で「単一市場のガバナンス・サイクル」として示した。図 1 にこのサイクルを示し、表 1 にサイクルの要素と関連するツールを挙げた。

図 1：単一市場のガバナンス・サイクル



出所：

”Making the Single Market deliver – Annual governance check-up 2011”

表 1：単一市場のガバナンス・サイクルの要素とツール

要素	内容	ツール
Monitor	EU の域内市場に関する法規を加盟各国が正確かつ適切な時期に実施しているか監視する	域内市場スコアボード
Inform	市民や企業に EU 法での権利について情報を伝え、具体的な助言を提供する	ウェブサイト「ユア・ヨーロッパ (Your Europe)」 ウェブサイト「ユア・ヨーロッパ・アドバイス (Your Europe Advice)」
Enable	オンラインの政府のポータルサイトを通じて加盟各国内や域内全体の行政手続きを簡素化し迅速化することにより、市民や企業が権利を行使できるようにする	単一の問い合わせ窓口 (PSC: Points of Single Contact)
Connect	各国の当局間の協力関係を向上させるため各当局を連携させる	域内市場情報 (IMI: Internal Market Information) システム
Solve	非公式あるいは公式に権利が侵害された場合に問題を解決する	SOLVIT ネットワーク 「EU パイロット」、域内市場スコアボードで報告された権利侵害の手続き
Evaluate	サイクルのあらゆる段階で実際のフィードバックに基づき状況进行评估する。評価は、どのような措置が必要かを定める意思決定プロセスに利用される	各ツールでのフィードバック
Adopt	単一市場を管理する新たなルールの採用、既存のルールを改定するか簡素化するか撤廃するか決定	—

出所：”Making the Single Market deliver – Annual governance check-up2011”

2. ガバナンスに関する年次報告書の概要

(1) ガバナンス・サイクルの各要素の進捗状況と見通し

報告書では、ガバナンス・サイクルに沿って、各ツールを中心に 2011 年⁵の実施状況について各種統計に基づいて解説するとともに、2012 年の見通しや改善点を示している。ここでは監視 (Monitor) から評価 (Evaluate) までの 6 項目について、その内容を概説した。

① 加盟各国の国内法整備状況の監視 (Monitor)

単一市場に関連する EU 法に沿った加盟各国の国内法整備を促進するため、1997 年に域内市場スコアボードが創設された。また、欧州理事会は 2007 年に、EU 指令に対する国内法整備の未整備比率について上限目標を 1%とすることで合意している。

a. 2011 年の進捗状況

国内法制化の期限が 2011 年 10 月末までの指令の整備状況を見ると、2011 年 11 月時点での未整備件数の割合は 1.2%と 2011 年 5 月時点から変化がなく、2008 年から 2010 年 (0.7~1.0%) に比べて悪化した。各国の法整備の状況が改善しているにもかかわらず 1.2%にとどまったのは、整備を義務付けられている EU 指令の数が増えていることも一因である。なお長期にわたり整備を怠っている EU 指令については改善している。

■ 1%上限目標の達成状況

11 カ国が 1%以下となった。ただ 2011 年 5 月時点からの半年間で未整備の EU 法が減った国が 17 カ国となり、増えた国は 7 カ国にとどまった。

■ 国内法制化の期限から 2 年を経過した指令の整備状況

国内法制化の期限から 2 年以上を経過した EU 指令については、法整備を急ぐよう「ゼロ・トレランス・ターゲット (非寛容目標)」で臨んでいる。2010 年 11 月時点では 10 カ国がこれに該当したが、2011 年 11 月時点には 2 カ国に減った。

■ 国内法制化の遅延期間の短縮化

2011 年 5 月時点では EU 指令の国内法制化期限からの遅延は平均で 5.5 カ月だったが、同 11 月時点には 8 カ月と悪化した。これは各国が最近の指令を優先して整備しているためである。

⁵2011 年の年次報告書の統計等に使用されている年は、特に断りがない限り、暦年 (2011 年 1 月 1 日~12 月 31 日) を指している。(出所: 年次報告書 P.8 脚注(5))

■ 指令に沿った適切な法整備の状況

国内法制化だけでなく、指令への内容の順守が不十分なことに対処する政策が必要となっている。内容の順守が不十分な国内法の割合は 2011 年 5 月時点で EU 平均で 0.8% となり、平均を上回る国は 11 カ国だった。目標は 1% 以下だが、新たな目標として提案している 0.5% 以下を達成している国も 10 カ国に達している。

b. 2012 年の見通し

各国は引き続き 1% 以下という目標まで未整備の比率を減らす必要があるが、同時に整備の遅延を大幅に改善するため、期限から 1 年以上を経過した指令に重点的に対応する必要がある。加盟国のベストプラクティスの共有方法や各国と欧州委員会間の協力の改善方法を協議するため、欧州委員会は加盟国と域内市場諮問委員会（Internal Market Advisory Committee）の中で話し合う。

② 市民・企業への情報とアドバイスの提供（Inform）

ウェブサイト「ユア・ヨーロッパ（Your Europe）」⁶は EU での権利の行使について個人や企業に実用的な情報を与えるウェブサイトで、利用者からのフィードバックも掲載している。「ユア・ヨーロッパ・アドバイス（Your Europe Advice）」⁷は、加盟各国の法律専門家のネットワークを使って EU での権利についてアドバイスを提供する。特に現実に直面する問題を克服する方法について具体的なアドバイスを示している。サービスは無料で、回答は 1 週間以内となっている。

a. 2011 年の進捗状況

■ ユア・ヨーロッパ

2010 年 12 月から EU の公式言語をすべて網羅し、2011 年初めからの訪問者は月に約 10 万件に達し、9 月には月 20 万件を超えた。欧州委員会は情報提供の幅を広げ内容を掘り下げるための作業を進めるとともに、レイアウトも変更した。加盟各国と協力して各国の内容も盛り込んでいるが、各国と EU レベルの協力を促進して相乗効果を高めるため、各国から 1 人ずつの代表で構成される編集委員会（Editorial Board）を設けた。

⁶ http://europa.eu/youreurope/citizens/index_en.htm

⁷ http://ec.europa.eu/citizensrights/front_end/index_en.htm

■ ユア・ヨーロッパ・アドバイス

2011年には1万5,000件を超える問い合わせに答え、過去最高の件数となった。問い合わせのうち社会保障関連が29%、居住権関連が21%で合わせて50%に達した。国別の件数では英国、ドイツ、イタリア、フランスの各国からが多かったが、人口比で見るとマルタ、キプロス、ブルガリアの順に多かった。回答の迅速性も高く、問い合わせのうち97%は4営業日以内に回答された。

b. 2012年の見通し

■ ユア・ヨーロッパ

次のような施策を計画している。

- ・ EU関連のコンテンツを定期的に更新し、新たに加盟各国のコンテンツを加える。
- ・ 各国のウェブサイトとEUのウェブサイトの間でコンテンツを共有し、自動的に交換する可能性を探る試験プロジェクトを開始する。
- ・ フィードバック機能を改善し、訪問者を対象にした調査もできるようにする。
- ・ 2012年秋までにスマートフォンやタブレット型コンピュータなど携帯機器からのアクセスを改善する。
- ・ 認知度を高めるため積極的な広報活動を開始する。

■ ユア・ヨーロッパ・アドバイス

市民や企業のEUの権利について分かりやすいアドバイスが求められ、法的な文章を和らげて理解しやすくすることにより一段の改善が可能となる。利用者にとっての使いやすさも向上させる。また、このウェブサイトの認知度を上げるため、一般向けおよびEUの各機関内で広報活動を強化する。個別のケースに関するデータベースを体系的に活用し、政策策定の貴重な情報源とする。

③ 行政手続きの迅速化 (Enable)

サービス提供事業者に対する行政手続きを軽減し、各国の行政手続きを現代化するため、サービス指令に基づいて各国に「単一の問い合わせ窓口 (PSC)」⁸が設けられている。PSCでは手続きに関するすべての情報を入手でき、1ヵ所で手続きを電子的に処理できる。これらを全面的に実現するため、欧州委員会は各国からPSCの専門家を集めた「EUGOネットワーク」を創設し、EUレベルの活動を調整してPSCの国境を越えた利用促進を目指して

⁸ PSCの一覧は以下のウェブサイトを確認できる。
http://ec.europa.eu/internal_market/eu-go/index_en.htm

いる。

a. 2011 年の進捗状況

PSC の設立は各国にとって組織的にも技術的にも大きな負担で、2011 年までで企業のニーズに完全には応えていない。2011 年の優先事項は、課題を明らかにし共通の解決策に取り組むことであった。

■ PSC の全般的な準備状況

PSC には EU レベルの中央システムはなく、各国の責任に委ねられている。このため国によって準備状況の開きが大きい。大部分の国では初期段階の PSC は設立されたが、ルーマニアやスロベニア、スロバキアでは依然として準備中である。またブルガリアやアイルランド、マルタではオンラインの手続きが完了していない。全体的に必ずしも企業のニーズには応えていないため、各国は改善を進めており、マルタやフィンランド、リトアニア、ラトビアでは 2011 年から 2012 年にかけて抜本的な刷新を行っている。

■ 2011 年の利用状況

各国での事務管理作業の形式が異なるため、利用状況の統計が必ずしも実際にオンラインで処理された手続きの数を反映していない。また PSC の対象範囲が国によって大きく異なるため、信用性のある比較は不可能である。ただ現時点で全般的に言えることとして、以下が挙げられる。

- ・加盟国によって利用状況が大きくことなること
- ・全ての加盟国で 2010 年に比べて利用が拡大傾向にあるものの、オンライン上の手続きは依然として限られていること
- ・広報活動の不足により、企業の認知度が低いこと
- ・大半の国で PSC の利用は国内用で、国境を越えた利用は限られていること

b. 2012 年の見通し

各国は PSC 設置の基本的義務を満たすことに集中しているが、PSC が真に統合されユーザーフレンドリーで効果的なオンラインサービスを運用できるよう、欧州委員会の調整のもとで今後数年にわたり力を傾ける必要がある。以下が今後の課題となる。

- 欧州委員会は 2011 年に明らかになった問題点に対応するため、運営面で加盟各国と共同で取り組む。特に PSC を通じてオンラインで完了できる手続きの数を拡大すること

が重要となる。

- ユア・ヨーロッパなど欧州レベルの情報源との間で相乗効果を十分に発揮するため、欧州委員会は各国に対して PSC を通じた情報提供を促す。
- PSC が電子的に申請を処理できる能力を高められるように、欧州委員会は 2012 年半ばまでに電子識別・認証・署名の相互承認のための新たな法的枠組みを提案する。

④ 各当局間の協力向上のためのネットワーク (Connect)

2008 年から IT ベースの情報ネットワークとして域内市場情報 (IMI) によって各国当局は結びつけられている。現在は専門職資格の相互承認指令やサービス指令で行政面の協力をに用いられ、労働者派遣指令でも試験的に運用されている。これにより域内他国の当局の検索、他国の情報が必要な場合の質問と回答の事前翻訳や要請した情報の処理状況の追跡ができる。

a. 2011 年の進捗状況

■ IMI の運用状況

- ・ 2011 年末までで IMI のネットワークに登録している当局は 6,802 カ所となり、前年より 1,000 カ所以上増えた。
- ・ 職業資格分野での利用が最も多く、2011 年は 2,166 件と前年より 25% 増えた。サービス分野では 352 件と依然として少ないが、これは関係当局の認識不足、サービス指令の対象となる手続きが分権化されており協力関係が確立していないこと、サービス指令により他国で確かめる必要のある手続きが大幅に減ったこと、が挙げられる。
- ・ 依頼に対する回答に定められた期限はないものの、54% が 2 週間以内の回答だった。欧州委員会と各国の IMI コーディネーターは、長期にわたる未回答の情報依頼の処理で協力している。2011 年末時点で未回答の依頼を抱えていない国は 16 カ国となった。
- ・ 登録はしているもののシステムを利用していない当局が依然として多く、特にフランス、ポルトガル、リトアニアが目立っている。アクティブユーザーがいない当局は依頼に対する迅速な処理でも問題があり、市民や企業が依頼を出すこと自体も少ないが、これは同時に IMI の機能を認識していない可能性もある。このため各国のコーディネーターは、こうした当局と連絡をとり IMI 利用での彼らの義務について

説明し、必要ならば訓練を提供することが必要である。

■ 拡大と技術的發展

- ・ 2011年にIMIの深化と拡大が始まった。欧州委員会は2月にコミュニケーション（指針）を発表し、使いやすさの改善、新しい政策分野への拡大、新しい機能の追加、既存のITシステムとの相互補完の利用を挙げた。5月には試験的に労働者派遣指令での利用が始まり、2011年末までに243の当局が登録して181件の情報交換が行われた。新しい機能では各国、各地域、各地方の登録当局のダイレクトリーが3月から機能し始め、1,000件以上の登録がある。
- ・ IMIとユア・ヨーロッパとのコンテンツ共有の試験的プロジェクトが2011年下半年に始まった。これにより当局の連絡先がユア・ヨーロッパに掲載され、当局の詳細に関する最新情報が提供できるようになった。
- ・ 2010年12月の判決により、機械翻訳ツールECMTの運用が停止された。欧州委員会の翻訳部門は新たな機械翻訳「MT@EC」の開発を進めており、2013年半ばの運用開始を計画している。

b. 2012年の見通し

- IMIの開発計画を円滑に進めるために、2012年中にIMI規則の採択が必要。
- SOLVITソフトをIMI環境に統合することで、相乗効果を生み出す。この統合により単一システムへのログインで済むようになるほか、SOLVITに新たな機能が加わり、メンテナンスやホスティングのコストも軽減される。
- IMIと労働者派遣指令の試験的なプロジェクトの評価を実施する予定で、職業資格分野でのIMI利用は2012年末までに全ての規制対象となっている職業に拡大される予定である。

⑤ 問題の解決 (Solve)

欧州委員会、EU加盟国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーは2002年にSOLVITを創設した。各国は苦情相談窓口としてSOLVITセンターを設け、国境を越えて事業を手掛ける企業や域内他国に向かう市民に対し、EUのルールの誤用によって生じる問題に対して迅速で実質的な解決を提供している⁹。訴訟手続きや欧州委員会への正式な苦情

⁹ SOLVITの活用例などについては、田中晋・秋山士郎編『欧州経済の基礎知識』（2010年）pp.45-46を参照。

<http://www.jetro.go.jp/publications/item/9784822410940.html>

申し立てとは異なる、ある意味で非公式な問題解決メカニズムである。各国には SOLVIT センターが設けられ、問題解決に際しては各センターがオンラインデータベースを介して互いに協力している。

a. 2011 年の進捗状況

■ SOLVIT

- 2011 年に SOLVIT が処理した件数は 3,154 件で前年よりやや減った。企業関連の問題解決が増えたが、これは企業向けに積極的に広報活動を行った SOLVIT センターが多かったためである。
- 問題が解決した割合は 89%で前年の 90%からほぼ横ばいだった。解決したケースは問題が解消しただけでなく、一般的に当局の慣行や法規則の変更をもたらす。未解決の問題も、単一市場の機能を改善するために取り組む必要がある具体的な問題を明らかにするという観点から、役立つものである。
- 処理された問題の内容としては前年と同様に社会保障関連が最も多く 39%を占めた。職業資格の承認が 15%、居住権関連が 12%だった。これはユア・ヨーロッパ・アドバイスで問題とされた分野と同じである。社会保障関連の問題では、他の国で取得した年金受給権の承認や医療の治療対象、社会保障給付の支給遅延などがある。
- 2011 年に受理した件数の 67%が SOLVIT の処理期限である 10 週間以内に解決されたが、平均処理日数は 70 日間で、前年より 4 日間長くなった。
- SOLVIT センターの人員の問題は、改善こそされたものの、依然として残る。人員数は不足しており、センター間の協力関係は良好だが、一部のスタッフに法的な専門知識や経験が欠けているとの苦情もあった。SOLVIT センターが独立して機能するには、センター内での法的な専門性が重要だが、場合によっては外部の支援も必要となる。

■ 加盟国に対する違反手続き

- 欧州委員会が加盟各国の EU 法令国内法制化義務の不履行を申し立てる違反手続きの件数は減っている。係争中の違反手続きは 2011 年 11 月時点において 922 件で、2007 年 11 月比で 31%減、2011 年 5 月比で 8%減となった。922 件のうちほぼ半分が税務か環境に関するもので、各国がこれらの分野に集中的に対処すれば違反手続きは大幅に縮小する可能性がある。

- ・ 平均すると 1 カ国当たり 34 件の違反手続き係争中の案件を持ち、これまでで最低水準となった。22 カ国が 2011 年 5 月時点に比べて改善したか横ばいで、中でもベルギーは 101 件から 75 件に減った。係争中の件数が最も多いのはギリシャで 77 件だった。半年間で件数が増えたのは 5 カ国だが、5 カ国とも件数自体は全体の平均を下回っている。
- ・ 違反手続きが決着するまでの期間は 2011 年 5 月時点の 24.7 カ月間から 2011 年 11 月時点には 25.5 カ月間に拡大した。この一因としては、現在では違反手続きに入る前に解決するケースが多く、正式な手続きに入るのはかなり複雑な場合となっているためである。

b. 2012 年の見通し

■ SOLVIT

- ・ SOLVIT を利用する市民や企業は依然として少ない。SOLVIT を効果的にし、他の情報ツールや支援ツールとの相乗効果を強化する必要がある。また SOLVIT の創設の根拠となっている文書も改正が必要である。このため欧州委員会は SOLVIT に関して戦略提案書を提示し、SOLVIT の強化に向けた具体的な行動を発表する。
- ・ 欧州委員会は SOLVIT のデータベースの見直しも開始した。現行のデータベースは 2001 年に考案されたもので処理件数の増大に対応できないうえ、フィードバックや品質管理をやすくするための機能を強化する必要がある。これは IMI システムとの統合を通じて達成できる部分もある。新しいデータベースは 2012 年下半期の稼働を予定している。

■ 加盟国に対する違反手続き

2011 年に係争中の違反手続きは減ったことが確認された。2008 年に加盟国のうち 15 カ国と欧州委員会は、国内法の EU 法順守や EU 法の正確な適用に関する問題での協力強化を目指して EU パイロット (EU Pilot) を創設したが、これも減少傾向の理由の一つである。今日では 25 カ国が EU パイロットに参加しているが、残るマルタとルクセンブルクの参加により一層の減少が見込まれる。

⑥ フィードバックに基づく評価 (Evaluate)

各ツールを運営する中で受理したフィードバックは欧州委員会の意思決定に活用されている。代表的な例としては、2011年9月に公表された「市民と企業の主要20件の懸念事項」¹⁰と10月にポーランドのクラクフで開催された「単一市場フォーラム」¹¹がある。以下に2011年の進捗状況と今後の見通しをまとめて示した。

■ 市民と企業の主要20件の懸念事項

欧州委員会が公表した20項目には、域内移動を阻害する煩雑な社会保障手続き、国境を越えて移動する労働者にとっての課税の障壁、他国の入札に参加する場合の行政上の困難などがある。

■ 単一市場フォーラム

企業や市民、公的機関、NGOなどが集まったフォーラムで、単一市場の状況を調べ各国の法整備を見極め、ベストプラクティスに関する情報交換を行うもの。第1回は欧州議会とポーランド政府(2011年下半期EU議長国)が共同で2011年10月にポーランド・クラコフで開催した。取り上げたテーマとしては、欧州職業カードの付加価値、企業の活動を容易にする単一の問い合わせ窓口(PSC)の役割、市民と単一市場の間の情報・コミュニケーションのギャップを埋めること、があった。会議の最後には、双方向のコミュニケーションの向上と効果的なツールを求める「クラコフ宣言」を採択した。

■ 政策評価

- ・ 専門職業資格指令の改定に向けた提案に関する影響評価の準備では、SOLVIT やユア・ヨーロッパ・アドバイスに加えて、IMI ネットワークからのデータも活用された。
- ・ サービス指令では、加盟各国からのフィードバックを活用する取り組みが行われた。その1つは「相互評価」で、サービス指令の規定の実施状況についてベストプラクティスや残された障害に関して加盟国が小グループを形成して相互に評価した。
- ・ 欧州委員会は、企業や市民の実際のニーズに対応する各国の実施措置を評価するため、各国の担当閣僚と密接に協力して「業績チェック」を実施している。今後は、情報や実施状況のギャップに関するものだけでなく法文の実際の適用に関する障

¹⁰ 'The Single Market through the lens of the people: A snapshot of citizen's and businesses' 20 main concerns' http://ec.europa.eu/internal_market/strategy/docs/20concerns/publication_en.pdf

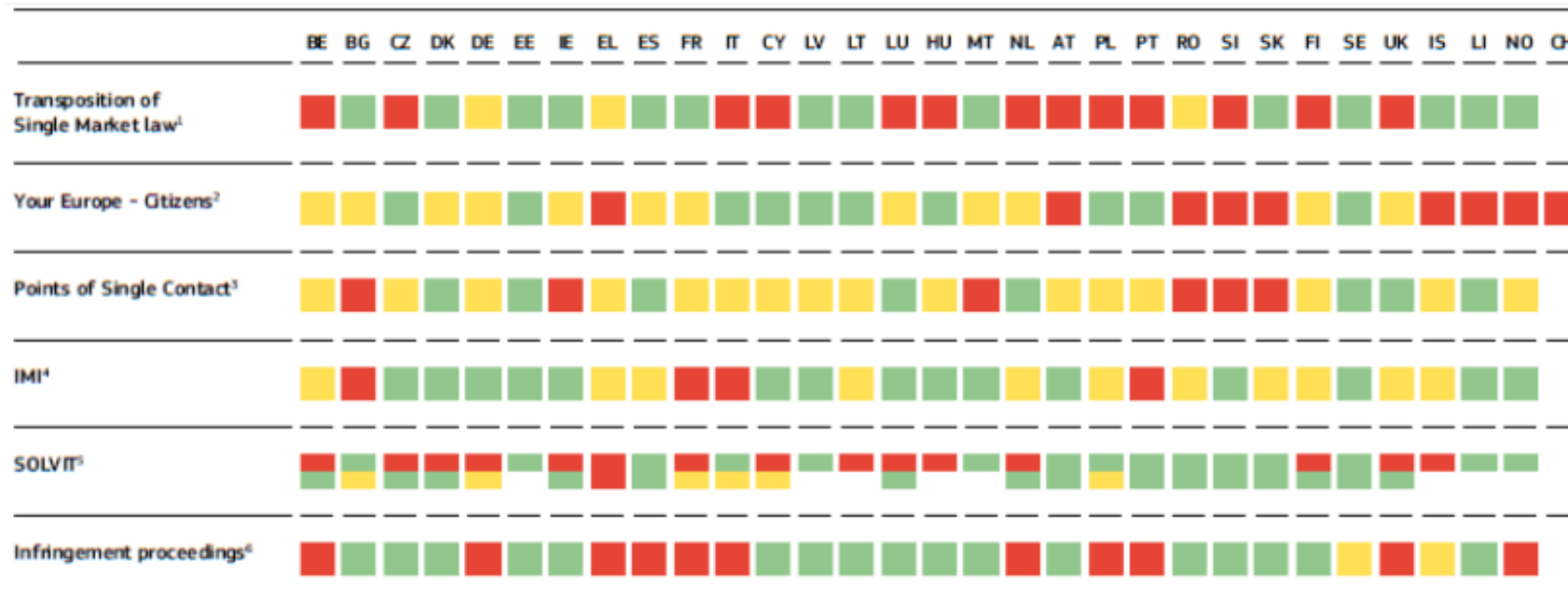
¹¹ The Single Market Forum
http://ec.europa.eu/commission_2010-2014/barnier/headlines/news/2011/10/20111004_en.htm

害をも明らかにするために、同様なツールが単一市場の機能の徹底した分析に使われる可能性がある。

(2) 年次報告書の結論

報告書では、加盟各国および欧州自由貿易連合（EFTA）諸国の実績を要約して「適合性チェック（Fitness Check）」として各国の達成状況を図 2 のようにまとめている。主要項目について各国の実績が平均を上回っていれば緑色、平均と同水準であれば黄色、平均を下回っていれば赤色で示している。これにより各国が何に重点的に力を入れる必要があるか一覧できる。この結果、全ての項目で平均以上となったのはエストニアだけだった。ただし、全てについて平均を下回る国はなかった。

図 2：単一市場の適合性チェック（EFTA 諸国を含む）



注) 1.単一市場関連法の国内法整備の状況：国内法制化の未達成は1%以下が緑色、1%超でEU平均の1.2%までが黄色、1.2%超が赤色

2.ウェブサイト「ユア・ヨーロッパ」の市民への対応：EUルールの適応に関する各国当局の情報提供の対応度：評価は所得税、居住権、車両登録と車両保険、理学療法士の職業資格の認証の4分野

3.単一コンタクトポイント（PSC）：PSCによる電子手続きの可否、質や使いやすさ国境を越えた機能は問わない。緑色＝かなりの数の手続きがオンラインで完了できる、黄色＝一部の手続きが完了できる、赤色＝手続きはオンラインで完了できない、またはPSCが利用できない

4.域内市場情報 (IMI) : IMI 実績の平均は以下に基づく、評価項目は(1)2 週間以内に回答した依頼件数の割合 (2)30 日以上未回答のままの依頼件数 (3)アクティブユーザーのいない当局の割合

5.SOLVIT

上側 : SOLVIT センターの取り扱い件数に対する人員、2011 年の業務に費やした時間および取り扱い件数により、低い場合は赤色、適切な場合は緑色

下側 : SOLVIT のホームセンター (受付国) とリードセンター (問題発生国) としての実績、評価項目は(1)国の規模に比べて提出された件数 (2)ホームセンターとしての取り扱いの迅速性 (3)リードセンターとしての解決率 (4)リードセンターとしての取り扱いの迅速性、評価では(1)~(4)が 25%ずつを占める、件数が 10 件未満の国は対象外

6.違反手続き : 違反件数が平均より 10%未満では緑色、平均から上下 10%の範囲なら黄色、平均より 10%超なら赤色、EU の平均は 34 件、EFTA の平均は 11 件

出所 : "Making the Single Market deliver – Annual governance check-up2011"

報告書は結論として、ガバナンス・サイクルの各項目で示した改善点および対応が必要な点を踏まえ、組織的な問題やコミュニケーション、広報活動を課題に挙げた。単一市場の機能を向上させるためのツールの運用では、「第1段階」としての法的・技術的な問題はほとんど解決されている。しかし、実際の施行や認識向上という「第2段階」で直面している課題は、これまで「第1段階」に比べて解決の要求度が高くなかったと指摘。利用可能なツールを最大限に活かし、単一市場の形成を上手く促進していくためには、協力関係の強化と明瞭かつ対象を明確にしたコミュニケーションの必要性も強調している。

単一市場法案-欧州委員会の行動計画

手段	行動	実施状況
1. 資金へのアクセス	ベンチャーキャピタル基金に関する法規制の導入	欧州委の提案: 2011年12月7日
	中小企業の資金へのアクセスに関する行動計画の採択	指針の採択: 2011年12月7日
	透明性指令の改正	欧州委の提案: 2011年10月25日
	目録見書指令を施行するための規則の改正	欧州委は立法上の提案を2012年第1四半期に向けて準備している
	市場操作指令の改正	欧州委の提案: 2011年10月20日
	金融商品市場指令の改正	欧州委の提案: 2011年10月20日
2. 流動性	専門資格の承認制度の見直し	欧州委の提案: 2011年12月19日
	年金ポータビリティに関する法規制の採択	年金ポータビリティ指令に関して欧州委が欧州議会とEU閣僚理事会との活動を2012年内に再開する(白書と並行して)
	年金に関する白書の発表	白書は2012年2月16日までに発表される
	IORP (Institutions for occupational retirement provision: 職域年金) 指令の改正	法規制の提案が2012年第4四半期に予定されている
	欧州技術パスポートの発行	欧州委は実現可能性に関する研究を基にした発展を開始。2012年末までに発行される予定。
3. 知的財産権	非公式および公式な学習 (learning) に基づくEU閣僚理事会の勧告の採択	欧州委が勧告のための提案を準備中
	単一特許の保護を確立する法規制の採択	協力強化を認めるEU閣僚理事会の決定を実施するための立法上の提案を欧州委が2011年4月13日に行った。
	単一特許の司法権に関する合意の獲得	2012年前期に合意に達するまで加盟各国による努力が続けられる
	知的財産権の活用手段の発展	欧州委は知的財産権活用の問題点の証拠を集め、どのような条件の下で知的財産権の活用に関するEUの行動が行われているか考察する。
	知的財産権の群管理に関する法規制の採択	欧州委は2012年第2四半期の立法上の提案に向けて準備を進めている。
	権利の所在が不明な著作物に関する法規制の採択	欧州委による立法上の提案: 2011年5月24日
	模倣品・海賊版監視部門の機能の強化	欧州委による立法上の提案: 2011年5月24日
	模倣品および海賊版撲滅のための法規制の採択(知的財産権強化指令の改正)	立法上の提案が2012年第3四半期に予定されている
	現存の税関規制を修正するための法規制の提案	欧州委による立法上の提案: 2011年5月24日
欧州商標制度の近代化	立法上の提案が2012年第1四半期に予定されている	
4. 消費者	裁判外紛争解決手続き(ADR/ODRパッケージ)に関する法規制の採択	欧州委による立法上の提案: 2011年11月29日
	手段的救済への欧州のアプローチを実行する	集団的救済に関する欧州委の先導が2012年に見込まれる
	一般製品安全指令の改正	2012年中に立法上の提案が計画されている
	市場監視に関する行動計画の作成	2012年中に行動計画の発表が計画されている
	製品の環境フットプリントに関するイニシアチブの提案	欧州委は環境フットプリント製品の方法研究に取り組んでいる
	航空旅客の権利に関する指針(コミュニケーション)の発表	指針(コミュニケーション)の採択: 2011年12月19日
	パッケージ旅行に関する指令の見直し	欧州委は2012年第4四半期の提案に向けて準備を進めている
	銀行手数料の透明性確保	欧州委は2012年中の立法上の提案に向けて準備中
5. サービス	住宅ローンの借りてを保護するための法規制の提示	欧州委の指令の提案: 2011年3月31日
	欧州標準化制度に関する法規制の見直し	欧州委の提案: 2011年6月1日
	サービス指令実施の確保	違反ケースは追及されている。単一の問い合わせ窓口(PSC)の特にクロスボーダーに関わる利用における機能を向上させるための加盟国との共同作業は続いている。
	重要な分野(建設、観光、ビジネス、サービス)において、加盟国が施行・適用している共同体の法規制に基づく共同適用を試すためのパフォーマンスチェックの実施	パフォーマンスチェックを現在実施中。欧州委は2012年中にその結果とその後の道筋を発表する予定。
6. ネットワーク	不正な商習慣を撲滅するためのイニシアチブの立ち上げ	欧州委の指針(コミュニケーション)が2012年中に提示される予定
	ビジネスサービスに関するハイレベルグループの設立	欧州委はハイレベルグループの立ち上げに向けて準備中
	エネルギーインフラに関する法規制の採択	欧州委の提案: 2011年10月19日
	運輸インフラに関する法規制の採択(TNTガイドラインの見直し)	欧州委の提案: 2011年10月19日
	電波スペクトル政策プログラムを設立する指令の採択	現行のローミング規制の機能の結果と2011年7月6日の欧州委の新提案に関するレポート

7. デジタル単一市場	電子署名、電子認証、電子識別に関する法規制の採択	欧州委は2012年第1四半期の立法上の提案に向けて準備中
	ローミング料金に関する提案の提示	現行のローミング規制の機能の結果と2011年7月6日の欧州委の新提案に関するレポート
	eコマースの発展のための行動計画の提示	指針(コミュニケーション)の採択: 2012年1月11日
	国籍や居住国に基づく不正な消費者差別を明らかにするためのガイダンスを加盟各国に提示する	欧州委はガイダンスを準備している
8. 社会的企業家	公共部門の情報に関する指令の改正	欧州委に立法上の提案: 2011年12月12日
	社会投資基金の発展を促進する法規制の採択	欧州委の立法上の提案: 2011年12月7日
	欧州ファンド法設立のための法規制の導入	欧州委の立法上の提案: 2012年2月8日
	ソーシャルビジネス・イニシアチブ(SBI)の立ち上げ	指針(コミュニケーション)の採択: 2011年10月25日
	CSRに関する指針(コミュニケーション)の採択	指針(コミュニケーション)の採択: 2011年10月25日
9. 税制	企業による非財務報告に関する法案	欧州委は立法上の提案を準備中
	エネルギー税制指令の見直し	欧州委の提案: 2011年4月13日
	共通連結法人税課税標準指令案(CCCTB)案の導入	欧州委の立法上の提案: 2011年3月16日
	VAT戦略の要素の明確化	指針(コミュニケーション)の採択: 2011年12月6日
10. 社会的結束	市民へのクロスボーダーの課税問題の解決	指針(コミュニケーション)の採択: 2010年12月20日。 二重課税(11月11日付の指針)とクロスボーダーの相続税(12月15日付の指針と勧告)を明らかにするためのフォローアップ・イニシアチブが2011年に採択された。
	労働者の転勤(配置転換)指令の実施に関する法規制の導入	欧州委は立法上の提案を準備中
	基本的社会的権利に伴うサービスや設立の自由の享受を明らかにする法規制の導入	欧州委は立法上の提案を準備中
	ポストAltmarkパッケージの見直し	欧州委の立法上のパッケージ提示: 2011年12月20日
	SGEI(一般的経済利益を有するサービス: Service of General Economic Interest)に関する指針(コミュニケーション)の提示	欧州委の立法上のパッケージ提示: 2011年12月20日
11. ビジネス環境	基本的支払い勘定へのアクセスに関するイニシアチブの提示	欧州委の勧告の採択: 2011年7月18日
	会計指令簡素化のための法規制の採択	欧州委の立法上の提案の提示: 2011年10月25日
	特に極小規模事業体の財務報告義務を簡素化するための指令の採択	欧州委の提案: 2009年2月26日
	欧州民間企業法の採択	欧州委の提案: 2008年6月25日
	欧州のオプション契約の法機関の導入	欧州委の立法上の提案: 2011年10月11日
12. 調達	クロスボーダーの債務回収を簡素化するための規制の導入	欧州委の立法上の提案: 2011年7月20日
	調達指令の改正	欧州委の立法上のパッケージ提示: 2011年12月20日
	コンセッション契約の審査に関する指令の修正を導入する	欧州委の立法上のパッケージ提示: 2011年12月20日
	第3国との調達に関する法規制の導入	欧州委は立法上の提案を準備中(2012年3月21日に規則案を発表)

出所: 2012年2月15日付「欧州委員会職員の作業文書」

以上

アンケート返送先 FAX : 03-3587-2485

e-mail : ORD@jetro. go. jp

日本貿易振興機構 海外調査部 欧州ロシア CIS 課宛

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル : EU 単一市場法と年次報告書の概要

ジェトロでは、EU 単一市場法と年次報告書の概要を目的に本調査を実施いたしました。報告書をお読みいただいた後、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1 : 今回、本報告書で提供させていただきました「EU 単一市場法と年次報告書の概要」について、どのように思われましたでしょうか？

(○をひとつ)

4 : 役に立った 3 : まあ役に立った 2 : あまり役に立たなかった 1 : 役に立たなかった

■質問2 : ①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3 : 今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。(任意記入)

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	お名前

※ご提供頂いたお客様の個人情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～